

徳島県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
美馬郡つるぎ町半田字松生三五二の五
- 二 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅